

長期固定金利型住宅ローン【フラット35】

住宅ローン金利一覧 平成30年12月

下記金利は平成30年12月お借入時の適用金利及び店頭表示金利です。(金利は毎月見直します)

お借入金利は、お申込時ではなく実際にお借入いただく日の金利が適用されますので、お申込み時の金利と異なる場合がございます。

『適用金利【フラット35】のケース』《新団信(一般)利用》

取扱手数料コース	返済期間		融資率 9割以下		融資率 9割超	
	20年以下	21年以上	年	%	年	%
定額コース 50,760円 (消費税込)	20年以下	21年以上	年 1.67	%	年 2.11	%
	21年以上	20年以下	年 1.76	%	年 2.20	%
定率コース 融資額×0.972% (消費税込)	20年以下	21年以上	年 1.32	%	年 1.76	%
	21年以上	20年以下	年 1.41	%	年 1.85	%

『適用金利【フラット35】Sのケース』《新団信(一般)利用》

商品タイプ	返済期間	融資率	適用金利(当初固定期間 ▲0.25%)				取扱手数料(消費税込)
			金利Aコース		金利Bコース		
			当初10年	11年目以降	当初5年	6年目以降	
手数料定額コース	20年以下	9割以下	年1.42%	年1.67%	年1.42%	年1.67%	50,760円
		9割超	年1.86%	年2.11%	年1.86%	年2.11%	
	21年以上 35年以下	9割以下	年1.51%	年1.76%	年1.51%	年1.76%	
		9割超	年1.95%	年2.20%	年1.95%	年2.20%	
手数料定率コース	20年以下	9割以下	年1.07%	年1.32%	年1.07%	年1.32%	融資額× 0.972%
		9割超	年1.51%	年1.76%	年1.51%	年1.76%	
	21年以上 35年以下	9割以下	年1.16%	年1.41%	年1.16%	年1.41%	
		9割超	年1.60%	年1.85%	年1.60%	年1.85%	

◎【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】の適用金利を一定期間引き下げる制度で、技術基準のレベルにより当初金利の引下げ期間が異なります。(Aコース:当初10年、Bコース:当初5年)

◎審査結果によっては、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

◎商品や金利・ローン返済額の試算等についての詳細は、コンサルティングプラザまたは営業店窓口までお気軽にお問い合わせください。また、お客さまのご要望に応じて「説明書」をお渡しいたします。

住宅ローン 事前予約制 ご相談予約サービス

ご予約は、インターネットから! <http://www.114bank.co.jp/>

お電話から! 114サリュダイヤル 0120-114001

※一部ご利用頂けない店舗がございます。
※本サービスのご利用は百十四銀行の営業区域内(営業店所在地)にお住まいの個人の方に限らせていただきます。



《商品概要》

ご利用いただける方	1. 申込時の年齢が70歳未満で、且つ返済時の年齢が80歳までの方 2. 年収に占める全てのお借入れ(【フラット35】を含みます。)の年間合計返済の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たしている方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>返済負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>	年収	返済負担率	400万円未満	30%以下	400万円以上	35%以下
年収	返済負担率						
400万円未満	30%以下						
400万円以上	35%以下						
収入合算	3. 日本国籍の方、永住許可を受けているかまたは特別永住者の方 お申込人の収入が上記返済負担率の基準に満たない場合は、次の全ての要件にあてはまる者1名の収入を合算することができます。 ◎収入合算できる者 1. 申込人と同居する親、子、配偶者など 2. 連帯債務者になることができる方 3. 申込時の年齢が70歳未満 ◎収入合算できる金額 収入合算の年収の全額まで合算可能です。 ただし、収入合算者の収入の50%超を合算する場合、借入期間の上限は「80歳-本人ないし収入合算者の年齢が高い方の申込日現在の年齢(1年未満切上)」となります。						
お使いみち	1. 申込入または申込人の親族居住用の新築住宅建設・購入資金、および中古住宅購入資金(土地取得資金を含む) 2. 既存住宅ローンの借換にも可能 3. セカンドハウス建設・購入資金						
融資対象となる住宅(注1)	●新築住宅 1. 住宅建設費または購入価格(ともに土地取得がある場合には、その費用を含む)が1億円以下の住宅(消費税相当額を含む) 2. 機構の定める技術基準に適合する住宅(機構指定の検査機関の適合証明書を受けられること) 3. 竣工時に建築基準法に定める検査済証が交付される住宅 4. 借入申込日より2年以内に完成したもの、または工事中(未着工のものを含む)のもので、まだ誰も住んだことのない住宅 ●中古住宅 1. 住宅購入価格が1億円以下の住宅(消費税相当額を含む) 2. 機構の定める技術基準に適合する住宅(機構指定の検査機関の適合証明書を受けられること) 3. 借入申込日において築後年数が2年を超えている住宅または既に人が住んだことのある住宅 4. 建築確認日が昭和56年5月31日以前(注)の場合については、住宅金融支援機構の定める耐震評価基準等に適合していること。 (注) 建築確認日が確認できない場合にあっては新築確認日(表示登記における新築時期)が、昭和58年3月31日以前						
ご融資金額	1. 住宅建設費または購入価格の100%以内、且つ100万円以上8,000万円以内(1万円単位) 2. 借換の場合 「借換の対象となる住宅ローンの残高及び適合証明検査費用」又は「担保評価額の200%」のいずれか低い額まで(融資額は万円単位) ※担保評価は買取申請後に機構が実施。						
ご融資期間	1. 15年～35年(1年きざみ、ただし申込時の年齢が60歳以上の場合は10年以上) ただし、返済時の年齢が80歳となるまでの年数と比較して、いずれか短い方の年数とします。 2. 借換の場合「35年」から「住宅取得時に借入れた住宅ローンの借入日からの経過期間(1年未満切上)」を減じた期間が上限となります。						
ご返済方法	元金均等毎月返済または元金均等毎月返済、ボーナス併用返済の場合は融資金額の40%が上限です。						
担保	建物及び敷地に機構を抵当権者とする第1順位抵当権の設定が必要です。						
団体信用生命保険	1. 団信または3大疾病付機構団信任意加入(保険料は毎月の返済額に上乘せとなります。詳しい料率は窓口にて) 2. 借換の場合、団信加入を希望する場合は、改めて加入の申込が必要です。						
火災保険	長期火災保険を付保するが、質権については不要です。 ただし、敷地に抵当権を設定しない場合は、機構が第1順位の質権を設定します。						
取扱手数料	1. 手数料定額コースの場合 1件あたり 50,760円(消費税込み) 2. 手数料定率コースの場合 ①返済期間20年以下 融資金額×0.972%(消費税込み) ②返済期間21年以上35年以下 融資金額×1.512%(消費税込み) ※一部繰上返済、全繰上返済をされた場合に、取扱手数料は返戻されません。						
繰上返済手数料	必要ありません。						
その他	【借換の場合の既存住宅ローンの要件】 借入れから1年以上経過し、直近1年間は延滞がないこと。 住宅取得時に借入れた住宅ローンの融資額が80百万円以下で、かつ住宅の建築費または購入価格の100%以内であること。 住宅の建設費又は購入価格が1億円以下であること。						

お問合せ 百十四銀行

高松コンサルティングプラザ 高松市伏石町2122番地1(シエスタ21内) 087-869-2114

中讃コンサルティングプラザ 丸亀市田村町1745番地1 0877-21-3114

(平成30年12月1日現在)

【当行が契約している指定紛争解決機関】一般社団法人全国銀行協会/連絡先: 全国銀行協会相談室 TEL: 0570-017109または03-5252-3772